

告 示

埼玉県告示第百七十号

平成三十年埼玉県告示第千四十一号で公示した公共測量は、平成三十一年一月三十一日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上田清司